

確定申告は正しくお早めだ!!

申告書の提出と納付の期限

◇所得税

2月18日(月)～3月15日(金)

◇贈与税

2月1日(金)～3月15日(金)

◇消費税(個人事業者)

1月4日(金)～4月1日(月)

●国税庁のホームページ

[http://www.nta.go.jp]

申告書の作成等ができます。

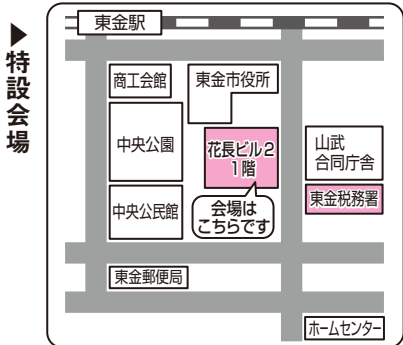
●e-Tax(国税電子申告・納税システム)

[http://www.e-tax.na.go.jp]

インターネットで申告や納税ができます。

税務署での作成・相談、申告書の提出(特設会場)

東金税務署では2月6日(水)から3月15日(金)までは税務署庁舎斜め向かい、花長ビル2、1階ホールで申告書の作成・相談、申告書の提出を受け付けます。



▶特設会場

【ご注意】

・特設会場及び税務署の駐車場は利用できません。

・土日祝日の相談、受付は行っておりませんが、申告書はe-Taxや郵便または信書便による送付及び税務署の時間外文書収受箱に投函することで提出できます。

※申告書の「控」が必要な方は、返信用封筒(住所・氏名を記入し切手を貼付)を同封してください。
(e-Tax申告を除く)

確定申告の無料相談会

〈東金税務署・税理士会〉

東金税務署及び税理士会では、今年も確定申告書作成の無料相談会を開催します。

◎税務署相談会

とき 1月31日(木)

午前10時～正午

ところ 役場2階第1会議室

対象者

① 給与所得者で、所得税の還付を受けようとする方

② 年金受給者の方

その他 申告書の提出もできます。

◎税理士相談会

とき 2月7日(木)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 役場2階第1会議室

対象者

① 小規模納税者の方の所得税・消費税

② 年金受給者・給与所得者の方の所得税

※土地、建物、株式等の譲渡所得は除きます。

【ご注意】

・混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

・相談会場へは、申告書を自分で作成できるように筆記用具・電卓・前年の確定申告書の控え・印かん・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等をお持ちください。

◆問い合わせ

東金税務署

☎0475(52)3121

町民民税・所得税の申告相談・提出会場

今年も2月18日(月)から3月15日(金)までの土日を除く毎日、「文化会館」で申告相談を行います。なお、提出のみの方は、税務課、文化会館で受け付けます。

町民サービスセンターでは、提出等の受付はできません。



給与や賃金を支払う方へ 〈源泉徴収票 給与支払報告書〉

平成24年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(木)までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のもは税務署に提出することになっていきます。また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、すべてを受給者の住所地(平成25年1月1日現在)の市町村に提出することになっていきます。なお、青色申告をする方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

◆問い合わせ

税務課課税班

☎(84)1212